

議員提出議案第3号

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた飲食業等への支援を  
求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和3年3月26日

野坂道明

伊藤保

藤井一博

浜田妙子

興治英夫

中島規夫

内田博長

浜崎晋一

西川憲雄

川部洋

澤紀男

## 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた飲食業等への支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の第3波の到来により、今年1月7日に首都圏の1都3県で二度目の緊急事態宣言が発令され、11都府県まで拡大した。その後、新規感染者の減少傾向により段階的に解除されたものの、首都圏における感染者数は下げ止まり傾向が続いている。

本県においては、県民・事業者等が、県・市町村等と一体となって、感染予防対策を徹底するとともに、検査体制の充実と積極的疫学調査の実施により、感染者数が全国で最も少なく、医療体制も地域の医療機関等の協力を得て、逼迫状態とはなっていない。

しかしながら、大都市を中心とした感染拡大による緊急事態宣言の対策として、時短営業が飲食業等で行われ、連日マスコミで報じられたことから、自粛ムードが全国に広がった。その結果、本県のような感染拡大を抑えてきた地域においても同様に、客足が途絶え、県内飲食業等は閉店に追い込まれるなど、壊滅的な売上の減少と事業存続の危機に瀕している。

県内飲食業等が、日々感染防止対策に協力し、雇用継続に努力されていることに鑑み、緊急事態宣言等の対象地域以外においても、実効性ある経済雇用対策を公平・迅速に講ずるべきである。

よって、国におかれては責任感と危機感を持って、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金について、緊急事態宣言地域内の飲食店との取引等の要件撤廃も含め、緊急事態宣言地域外の営業時間短縮要請を受けていない飲食店や観光・宿泊・交通も含めた関連事業者を幅広く支給対象とすること。

併せて、支給額の上限引上げや売上げ要件の緩和等を行うとともに、不要不急の外出・移動の自粛による影響に係る要件については、弾力的かつ柔軟な運用を図ること。

また、企業規模に応じた給付額の設定や売上減少要件の緩和等を検討した上で、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給などにより、飲食業等を支援すること。

- 2 GoToトラベル事業等の再開が再延期されたことにより、裾野の広い観光産業をはじめ、地域経済に大きな影響が及んでいることから、引き続き経済情勢を踏まえて機動的に雇用創出・消費喚起対策や総需要対策を行うこと。特に、売上げが減少している飲食業等

に対し、事業規模に応じた手厚い経営支援を行うこと。

- 3 GoToトラベル事業については、感染状況等地域の実情を踏まえ、感染が落ち着いている地域の観光・宿泊施設をその地域や隣接する地域の住民が利用する場合に限って再開するなど、それぞれの地域の感染状況に応じて、適切に運用すること。
- 4 本県では、全国に先駆けて新型コロナウイルス対策地域経済変動対策資金を発動し、5年間無利子、10年間無保証料、限度額3億円まで支援を拡充し新型コロナウイルスの影響を受けた県内中小事業者の資金繰りの円滑化を支援しているが、国においても、政府系金融機関を通じた支援と同様に保証申込期間及び融資実行期間の延長、無利子期間（現行3年間）の延長、無利子・無保証料の対象となる上限額（現行6千万円）の引上げ等、当該資金の柔軟な運用に配慮すること。
- 5 各地域の実情に応じた経済社会活動の回復に向けた対策が必要であり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、今後の感染状況も踏まえ、必要に応じた予備費の活用も含め、緊急事態宣言地域外の飲食業等を支援するための交付金の増額を機動的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
財 務 大 臣  
経 済 産 業 大 臣  
内 閣 官 房 長 官  
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)  
内閣府特命担当大臣(地方創生)  
中 小 企 業 庁 長 官

様